

兵、士、人、本筋ニシテ前筋ニテ前筋ノ違反行為ヲシテルトキハ行方有ラズ人
ルノ外莫ニシテ人ニ付シ各本筋ノ罰金刑ヲ科人

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠
償厅関係諸命令の措置に関する法律（案）

（朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第一條 朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十六年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国最高司令官の要求に基き、」を削る。

（将来存続すべき命令）

第二條 前條に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

（特定財産管理令の廃止）

第三條 特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）は、

廃止する。

（特定財産管理令廃止に伴う経過規定）

第三四條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。
- 2 賠償厅臨時設置法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。
第八條第二項中「及び税務署」及び「及び税務署長」を削る。
- 3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十五條第二項中「並びに特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の施行に関する事務」を削る。
- 第四十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とする。

理由

平和条約の締結に伴い、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に関する件に基く賠償局関係諸命令を改廃する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

(昭和二十六年三月六日)

政令第四十号

朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令

内閣は、ボツタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（目的）

第一條 朝鮮總督府交通局共済組合（以下「組合」という。）の本邦内にある財産は、連合国軍高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する。

（監督）

第二條 組合の本邦内にある財産の整理は、内閣總理大臣の監督に属する。

（特殊整理人）

第三條 組合の本邦内にある財産の整理は、特殊整理人か行う。

2 特殊整理人は、内閣總理大臣が選任する。
3 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号。以下「政令」）二百九十一号」という。第十條第三項から第五項までの規定は特殊整理人について準用する。

（特殊整理人の権限）

第四條 組合の本邦内にある財産の整理に関する組合の代表並びに当該財産の管理及び処分の権限は、特殊整理人に専属する。

（債務消滅行為の禁止）

第五條 特殊整理人は、第六條の規定による整埋計画書の認可があり、且つ、内閣總理大臣の指示があつた後でなければ、第七條第一項各号に掲げる債務について、弁済その他債務を消滅させる行為をすることができない。

2 特殊整理人は、第六号の規定による整埋計画書の認可があり、

且つ、内閣総理大臣の指示があつた後でなければ、組合の本邦内にある財産を処分することができない。

3 前二項の規定は、公租公課の支拂をする場合及び内閣総理大臣の許可を受けてする場合においては適用しない。

(整理計画書)

第六條 特殊整理人は、内閣総理大臣の指定する日までに、総理府令で定める手続により、左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成し、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

一 第七條第一項各号に掲げる債務の債務者の氏名又は名称、債務額、弁済又は相殺その他の方法により債務を先かれる額及び順位

伍

二 第九條の規定による残余財産の分配を受ける者の氏名、当該残余財産の分配の基準となる掛金の額及び組合員であつた期間並びにその者に対する残余財産の分配額

三 その他總理府令で定める事項

（債務弁済の順位）

第七條 組合の本邦内にある財産をもつて弁済すべき債務は、左に掲げるものとし、特殊整理人は、左の順位によりこれを弁済しなければならない。

一 整理に要する費用に係る債務及び組合の本邦内の事業又は財産に係る公租公課

二 組合の本邦内の事業又は財産から生じた債務

三 組合の給付を受ける権利を有する者のうち、戸籍法（昭和十二年法律第二百二十四号）の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦内に住所又は居所を有する者に対する組合の給付債務。但し、第四号に掲げる債務を除く。

四 前号に規定する者に対する組合の年金債務のうち、特殊整理人選任の時ににおいてまだ支拂時期の到来していないもの。

2 政令第二百九十一号第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による債務の弁済について準用する。

(年金の一時金換算)

第八條 前條第一項第四号に掲げる年金債務は、總理府令で定めるところにより一時金に換算して支拂うものとする。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者に対する特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号、以下「特別措置法」という。)の規定の適用については、前項の規定による年金の債務の支拂は、第十三條第四項の規定の適用があることを除いて、当該年金債務を消滅させるものと解してはならない。

(残余財産の分配)

第九條 特殊整地人は、第七條第一項各号に掲げる債務を弁済した後、その残余財産を、同項第三号又は第四号に掲げる債務のうち年金又は一時金の債務の支拂を受けた者に対し、当該年金又は一

時金に係る組合の組合員が組合員でなくなつた時ににおける掛金の額に当該組合員が組合の組合員であつた期間を乗じた金額の割合に応じて分配しなければならない。

(組合の給付債務の債権者に対する公告)

第十條 特殊整理人は、就職の後遅滞なく、第七條第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内に証拠書類を添えて当該権利の確認を求めるための申出をすべき旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月を下ることができない。

2

前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならない。

3 第一項の規定による公告には、同項の債権者か同項の期間内に権利の申出をしないときは、第十二條第一項において準用する特別指直法第十八條第一項の規定による権利の確認が得られないと認め債務の支拂又は残余財産の分配を受けることができないことが

裏面白紙

122

ある旨及びこの政令施行の際本邦にいない債権者その他この政令の規定による整理中に特殊整理人に對して権利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由がある者については、当該整理終了後においても共済組合連合会に對してその権利の確認の申出をすることによつて共済組合連合会から特別措置法の規定による年金又は一時金の支給を受けることができることがある旨を附記しなければならない。

(一般債権者に対する催告)

第十一條 特殊整理人は、就職の後遅滞なく、第七條第一項第一号及び第二号に掲げる債務へ公租公課を除く。の債権者に對し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。但し、その期間は、一月を下ることかできない。

2 政令第二百九十一号第十五條第二項から第四号までの規定に前

項の債権者に対する催告について準用する。

(組合の給付債務の債権者の権利の確認)

第十二條 特別措置法第十八條の規定は、第七條第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者の権利の確認について準用する。この場合において、同法第十八條第一項中「その年金又は一時金の種類及び額」とあるのは、「その権利の種類及び額」と読みかえるものとする。

2 特殊整地人は、前項において準用する特別措置法第十八條の規定による権利の確認を受けた者に対してのみ、第七條第一項第三号及び第四号に掲げる債務の弁済並びに第九條の規定による残余財産の分配をするものとする。

(特別措置法の特例)

第十三條 組合については、大蔵大臣は、特別措置法第四條第四項の規定による調査を要しないものとし、同條第一項の規定による指定は、第十條第一項の規定による公告に応じて権利の申出をす

べき期間が終了した後遅滞なく行うものとする。

2 組合については、共済組合連合会は、特別措置法第十七條の規定による公告を要しないものとし、同法第十九條及び第二十條の規定の適用については、第十二條第一項において準用する特別措置法第十八條の規定により特殊整埋人とする権利の確認は、同條の規定により共済組合連合会とする権利の確認とみなす。但し、共済組合連合会は、この政令施行の際本邦にいない権利者その他この政令の規定による整埋中に特殊整埋人に對して権利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる権利者に限り、当該整埋終了後、その申出に基いて、特別措置法第十八條の規定による権利の確認をすることができるものとする。

3 共済組合連合会は、この政令の規定による整理が終了するまでの間は、組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の支給をしないものとする。

4 組合に係る特別指直法の規定による年金又は一時金の受給権利者が、第七條第一項第三号右しくは第四号に掲げる債務の支拂又は第九條の規定による残余財産の分配を受けた場合においては、同法の規定の適用については、これらの債務の支拂又は残余財産の分配として受けた金額の限度において、共済組合連合会から同法の規定による年金又は一時金の支給を受けたものとみなす。

5 特別指直法第二十三條の規定の適用については、第十條第一項の規定による公告は、同法第十七條第一項の規定による公告とみなす。

(準用)

第十四條 政令第二百九十一号第二條第一項第二号、第四号及び第五号、第四條第一項及び第二項、第六條、第十一條第二項、第十二條、第十六條、第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第二十七條、第二十八條の三から第二十九條まで、第三十一條、第

2 政令第二百九十一号第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による債務の弁済について準用する。

(年金の一時金換算)

第八條 前條第一項第四号に掲げる年金債務は、総理府令で定めるところにより一時金に換算して支拂うものとする。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者に対する特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号、以下「特別措置法」という。)の規定の適用については、前項の規定による年金の債務の支拂は、第十三條第四項の規定の適用があることを除いて、当該年金債務を消滅させるものと解してはならない。

(残余財産の分配)

第九條 特殊整地人は、第七條第一項各号に掲げる債務を弁済した後、その残余財産を、同項第三号又は第四号に掲げる債務のうち年金又は一時金の債務の支拂を受けた者に対し、当該年金又は一

第五条 第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「政令第四十号第六條」
第六条 第三十九條中「第二條第一項第一号の規定による指定」とあるのは、「特殊整理人の選任」

（勧則）

第十五條 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の従役若しくは二十万円以下の酬金の出し、又これを併科する。

一 第五條の規定に違反して弁済その他債務を消滅させる行為をし又は財産を処分したとき。

二 第六條の規定に違反して整理計画書の認可の申請をせず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。

第十六條 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前條

裏面白紙

の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は
人に對し、前條の罰金刑を科する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令

改正 昭和二十五年五月一日政令第百十四号

（昭和二十四年八月一日 政令第二百九十一号）

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総 則（第一條—第八條）
- 第二章 特殊整理（第九條—第三十三條）
- 第三章 雜 則（第三十四條—第三十七條）
- 第四章 潤 則（第三十八條—第四十二條）
- 第一章 総 則（目的）

第一條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産

は、連合国最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する。

(定義)

第二條 この政令における用語の定義は、左の各号の定めるところによる。

一 「旧日本占領地域に本店を有する会社」旧日本占領地域に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体一閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第一條に規定する閉鎖機関を除く。で連合国最高司令官の要求に基き、その本邦内にある財産を整理するものとして主務大臣が告示で指定するものをいい、以下「在外会社」と略称する。

二 「本邦」本州、北海道、四国、九州及び主務省令で定めるその附屬の島しょをいう。

三 「旧日本占領地域」満洲、中華民国、台湾、朝鮮、溥太、琉球列島、南洋群島及び主務省令で定めるその他の島しょ並

びに明治二十七年以後において日本により占領又は統治されていたその他の一切の地域をいう。

四 「人」個人及び法人その他一切の団体をいい、國、地方公共團體の機關を含むものとする。

五 「財產」通貨、小切手、為替手形、約束手形、貴金属地金、銀行預金、貯金、すべての債務又は負担、流通証券、保險証券、公債、社債、株式、利札、銀行、仲買人、証券業者によつて一般に取引されているその他の証券、債務引受証書、抵當權証書、質權証書、當置權その他の担保權に關する証書、倉庫証券、船荷証券、信託証書、壳渡証書、その他の所有權その他の權利又は債務に關する証書、物品、商品、有體財產、在庫品、船舶、船積貨物、抵當不動產、売主販賣協定、土地契約、不動產又はふれに關する權利、借地權、地代、選択權、特許權使用料、帳簿上の勘定、受取勘定、確定判決による債權、特許權、商標權、著作權、特許權、商標權又は著作權に

関する契約又は許諾、保護預り箱又にその内容に関する権利又は利益及び年金、共同計算契約又はこれに類する契約を含むものとする。但し、これらのものに限られるものではない。

(以下略)

第三條 (略)

一 整理財産の引渡義務及び大藏省令第八十八号の適用

第四條 整理財産に属する資産を所持し、若しくは管理し、又はその所在を確知する本邦内の一切の人は、指定日から九十日以内にその旨を第十條に規定する特殊整理人へ特殊管理人が選任されていない場合は、主務大臣に報告し、又、特殊整理人の要求があるときは、整理財産に属する資産を所持し、又は管理者は、他の法令又は契約にかかるらず、その整理財産に属する資産を遅滞なく特殊整理人に引き渡さなければならぬ。但し、主務省令で定める場合においては、この限りでない。

2

前項に規定する資産を所持し、又は管理する人は、同項の規

定による資産の引渡しをするまで、その資産を善良な管理者の注意をもつて所持し、又は管理しなければならない。

（以下略）

第五條（略）

（担保権の消滅及び財団からの分離）

第六條 整理財産に属する資産を目的とする担保権は、指定日ににおいて消滅する。

2 前項の場合において、担保権の登記の抹消は、登記権利者だけで申請することができる。

3 整理財産に属する資産が工場財団又は鉱業財団に属する場合には、当該資産は、指定日において、当該財団から除かれ、当該財団に属さないこととする。

4 前項の場合における工場財団又は鉱業財団の財団目録の記載の変更の登記の申請書には、当該財団に属する財産の一部が整理財産に属するものであることの証明書を添附しなければなら

ない。

5 前項の申請書には、抵当権者の同意書又はこれに代るべき裁判の謄本を添附することを要しない。

第七條 (略)

第八條 (略)

第九條 (略)

第二章 特殊整理

(一) 特殊整理人

第十條 特殊整理人は、特殊整理人が行う。

2 特殊整理人は、在外会社の本邦内における代表者、代表者がいないとき又は代表者が特殊整理人として不適当であるときは、代表者以外の者のうちから主務大臣が選任する。

3 主務大臣は、特殊整理人が法令若しくは主務大臣の処分に違反したとき、公益を害する行為をしたとき又は特殊整理人を不適当と認めたときは、これを解任することができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により特殊整理人を選任し、又は解任したときは、その旨を公告する。

5 特殊整理人の報酬は、主務大臣が定める。

(特殊整理人の代表権)

第十一条 在外会社の本邦内における会社の代表並びに整理財産の管理及び処分の権限は、特殊整理人に専属する。

2 特殊整理人が主務大臣の認可を受けてする行為については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百八條の規定は、適用しない。

（特殊整理人の職務）

第十二条 特殊整理人がこの政令の定めるところにより行う職務は、左の通りとする。

一 現券の結了

二 財産の管理及び処分

三 債権の取立及び債務の弁済

四 残余財産の処理
五 許可業務の執行

2 特殊整理人は、前項の職務を行うについて、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第十三條 〔略〕

第十四條 〔略〕

〔債権者に対する催告〕

第十五條 特殊整理人は、就職の日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、整理財産に属する債務の債権者に対し一定の期間内にその債権を申し出るよう催告しなければならない。但し、その期間は、一月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、特殊整理から除斥される旨を附記しなければならない。

3 特殊整理人は、知っている債権者には各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 知っている債権者は、特殊整理から除斥することができない。

（特殊整理人の義務）

第十六條 特殊整理人は、就職の日から九十日内に、主務省令の定めるところにより、指定日における整理財産に關し、財産目録、貸借対照表、昭和二十四年一月一日から指定日までの收支計算書及び第二十八條の規定による債務の弁済及び残余財産の分配の順位を附した債務等支拂一覽表を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の財産目録、貸借対照表及び收支計算書には、その内容を明らかにする完全な明細書を添附しなければならない。
なお、財産目録には、各資産について、帳簿価額とともに時価（統制額を含む。）を記載しなければならない。

第十七條 （略）

（整理計画書の公示、異議の申立）

第十八條 特殊整理人は、前條の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、在外会社の本邦内にある各店舗

に整理計画書及び第十六條に規定する書類の写を備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

3 利害関係人は、前項の公告に定められた事項について異議があるときは、主務省令の定めるところにより、同項の規定による公告の日から三十日内に事由を具して主務大臣にその旨を申し出ることができる。

（整地計画書の認可又は却下）

第十九條 主務大臣は、第十七條の規定による申請があつた場合には、当該整地計画書が適正でその実行に支障がなく、且つ、公衆に反しないかどうかを審査し、前條第二項の期間経過後、これを認可し、又は却下する。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、当該整理計画書に定める事項を審査し、又はこれに定めない事項を追加して認可することができる。

3 新條第二項の規定により利害関係人から異議を申し出た場合

においては、主務大臣は、その申出を參し、やくして当該整理計画書を認可し、又は却下するものとする。

（決定整理計画書の公示）

第二十條 特殊整理人は、前條の規定による認可があつたときには、遅滞なくその旨を公告し、且つ、認可を受けた整理計画書（以下「決定整理計画書」という。）の写を各店舗に備え置き、利害關係人の閲覽に供しなければならない。

（決定整理計画書の変更）

第二十一條 やむを得ない事由により決定整理計画書に定める事項を変更する必要を生じたときは、特殊整理人は、主務省令の定めるところにより、遅滞なく決定整理計画書を変更し、主務大臣の認可を申請しなければならない。但し、主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 第十八條から前條までの規定は、前項の場合に準用する。

（特殊整理の実行）

第二十二条 特殊整理人は、第十九條の規定（前條第二項において準用する場合を含む。）により認可を受けたときは、決定整理計画書に従い遅滞なく整理を行わなければならない。

（物資配給の統制に関する法令の特例）

第二十三条 特殊整理人は、整理財産に属する資産を処分する場合において、物資配給の統制に関する法令の規定又は処分を禁止し、若しくは制限する旨の定款の定若しくは契約に因り、処分することができないときは、主務大臣の認可を得てこれらの規定にかかわらず処分することができる。

2 前項の規定により資産を処分する場合においては、その処分の相手方の行為についても、物資の配給の統制に関する法令の規定は、適用しない。

（株主総会等決議に関する特例）

第二十四条 決定整理計画書に定める事項については、在外会社の株主等の同意又はその総会の決議を経ることを要しない。

2 決定整理計画書の定は、在外会社の株主等及び債権者並びに新会社、その発起人、株式引受人及び株主の全員のため、且つ、

その全員に対して効力を有する。

3 第一項の規定は、在外会社の株主等、社債権者、役員及び従業員が新会社の株式の取得に關し協議するため会議を開くことを妨げるものではない。この場合においては、大蔵省令第八十
八号第二條の規定は、当然適用がないものとする。

第二十五條 (略)

(詐害行為取消権の排除)

第二十六條 決定整理計画書に従つてする特殊整理人の行為については、民法第四百二十四條の規定は、適用しない。

(特殊整理人の報告義務)

第二十七條 特殊整理人は、昭和二十四年九月三十日(一指定日が同日後の場合は、主務大臣の指定する日)及びその日から三月を経過する日ごとに、主務省令の定めるところにより、整理財産に關し、貸借対照表及び收支計算書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、整埋計画書の認可を受けた後には、主務省令の定めるところにより、決定整理計画の実行記載した書類を当該貸借対照表及び收支計算書に添附しなければならない。

(債務弁済等の順位)

第二十八條 在外会社の整地財産に属する債務の弁済及び残余財産の分配は、左の順位によるものとする。

一 第七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる債務又は国若しくは地方公共団体の公租公課その他主務省令で定めるこれに準ずる債務

二 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある資産について、指定日において、担保額が設定されていた債権に対する債務で社債以外のものへ担保の目的たる資産の価額を限度とする。一

三 その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、在外会社の本邦内にある店舗の事業又は財産から生じた債務

四 在外店舗の事業又は財産から生じた債務へ第二号に規定する債務及び社債を除く。以下本号中同じ。一の総額が昭和二十年八月十五日において本邦外にあつた在外会社の資産の総額をこえる場合において、在外店舗の事業又は財産から生じ

- た債務のうちその差額に相当する額の債務
2
五 社債へ担保の目的たる資産の償額を限度とする。
六 残余財産の分配
2 同一順位の債務に關し他の法令により順位の定があるものについては、当該債務の順位による。
3 前二項の規定により同一順位において弁済しなければならない債務は、その債務額の割合に応じて弁済する。

第二十八條の二 一略一

(供託)

第二十八條の三 在外会社の整理財産に属する債務の弁済又は残余財産の分配のためにする供託は、国外居住外國人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）の規定の適用を受ける場合を除く外、民法第四百九十五條第一項の規定にかかわらず、当該在外会社の第十三條に規定する主たる店舗の所在地の供託所においてすることができる。

- 2 前項の供託は、二人以上の債権者又は株主等のために同一の手続により一括してすることができる。
- 3 特殊整理人は、整理財産に属する債務の弁済又は残余財産の分配のためする供託をした場合においては、第三十三條第一項の規定による重要書類の引渡しの際に、当該供託書を主務大臣に引き渡さなければならない。
- 4 前項の供託書の引渡を受けた主務大臣は、供託に関する法令

の規定の適用については、供託者とみなす。

5 特殊整理人へ第三項の規定により供託書を主務大臣に引き渡した場合には、主務大臣。以下本條中同じ。一は、第二項の規定による供託をした場合においては、供託物の還付を受ける権利を有する者に対し、供託書の引渡しに代え、還付を承諾する旨の承諾書を交付することができる。

6 前項の規定により承諾書の交付を受けた者は、供託書の添付に代え、承諾書を添付して供託物の還付を請求することができる。

7 供託所は、前項の規定による請求に基き供託物を還付した場合においては、当該供託物を供託した特殊整理人に対し、供託書の提出又は呈示を求めることができる。

8 民法第四百九十五條第三項の規定は、第一項の規定による供託をした場合には適用しない。
（損害賠償及び時效の特例）

- 第二十八條の四 在外会社は、許可業務以外の原因に基いて生じた債務の不履行に因り昭和二十年九月二十四日以後に生じた損害について、賠償の責に任じない。
- 2 新会社は、決定整理計画の定めるところにより前項の在外会社の債務を承継した場合においては、当該債務の不履行に因り当該決定整理計画書に定められた当該債務の履行期日へ当該決定整理計画書にその履行期日の定めがない場合には、当該債務を承継した日から六月を経過した日。以下本條中同じ。」の前日までに生じた損害について、賠償の責に任じない。
- 3 在外会社の債務又は債務で許可業務以外の原因に基いて生じたもの（昭和二十年九月二十三日までにその時效の完成したもの）を除く。」については、主務大臣が第三十一條第三項の規定による特種整理終了の公告をするまでは、その時效は完成しないものとする。
- 4 前項の在外会社の債権又は債務で決定整理計画書の定めると

ころにより新会社が承継したものについては、当該債権については当該債権を承継した日から六月以内、当該債務については当該決定整理計画書に定められた当該債務の履行期日から六月以内は、その時效は完成しないものとする。

（賃貸借契約の解約）

第二十九條 在外会社の本邦内にある店舗を当事者とする賃貸借（許可業務に関するものを除く。）で期間の定があるものについても特殊整理人は、民法第六百十七條（借家法）（大正十年法律第五十号）施行の地区にある建物については、同法第三條第一項の規定により解約の申入をすることができる。

第三十條（略）

（特殊整理の結了）

第三十一條 特殊整理人は、特殊整理の事務が結了したときは、主務省令の定めるところにより、遅滞なく整理完結報告書を作成し、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により主務大臣の承認があつたときは、特殊整理人又は特殊整理人であつた者は、特殊整理に關しては、責任を解除されたものとみなす。但し、これらの不正の行爲があつたときは、この限りでない。

3 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

第三十二條（略）

（重要書類の引渡）

第三十三條 特殊整理人は、第三十一條第一項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく在外会社の本邦内にある帳簿並びに営業若しくは事業及び特殊整理に関する重要書類（以下「重要書類」と総称する。）を主務大臣に引き渡さなければならぬ。
2 主務大臣は、前項の規定による重要書類の引渡を受けた後十
年間、これを保存しなければならない。

第三章 雜則

第三十四條 (略)

第三十四條の二 (略)

第三十五條 (略)

第三十六條 (略)

(報告徵收及び立入検査)

第三十七條 主務大臣は、特殊整頓事務及び整理財産につき調査の必要があると認めるときは、特殊整頓人、在外会社の債権者又は債務者その他關係人から報告をとり、又は当該職員をして整理財産があると認められる場合に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査せることができる。

2 前項の規定により、当該職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、關係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたも

のと解してはならない。

第四章 則

第三十八條 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條の規定に違反して弁済その他債務を消滅する行為をし又は資産を処分したとき。

二 第十六條第一項の規定による財産目録、貸借対照表、收支計算書及び債務等支払一覽表を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたとき。

三 第十七條第一項の規定に違反して整理計画書の認可の申請をせず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。

四 第二十一條第一項の規定に違反して決定整理計画書の変更の認可の申請をせず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。

五 決定整理計画書の記載事項に違反して整理を実行したとき。

第三十九條 第二條第一項第一号の規定による指定があつたことを知りながら第四條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は特殊監査人の要求に係る資産を引き渡さなかつた者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十條 第三十七條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第四十二條 左の場合においては、特殊監査人を三万円以下の過料に処する。

一 第十四條第一項又は第三項の規定に違反して報告をせず、

- 又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第十五條、第十八條第一項又は第二十條の規定（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）に違反して公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。
- 三 第十八條第一項又は第二十條の規定（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）に違反して書類を備え置かず、又は書類の閲覧を拒んだとき。
- 四 第二十七條の規定に違反して貸借対照表、收支計算書並びに決定整理計画の実行状況及びまだ整理を完了していない事項についての整理見込を記載した書類を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたとき。
- 五 第三十三條第一項の規定に違反して重要書類を引き渡さなかつたとき。

裏面白紙

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年五月一日政令第百十四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令施行前に在外会社が納付した、又は徴収された改正後の旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第三十四條第一項に掲げる国税の税額のうち、同項の規定により過納となつた部分の金額に係る国税徴収法一明治三十年法律第二十一号一第三十一條ノ六第一項の規定による還付加算金については、その計算の基礎となる日数の起算日は、同條第四項の規定いかわらず、この政令公布の日から起算して三月を経過した日とする。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
に由る共済組合等からの年金受給者のための特別措置法を
布する
御璽
和二十五年十二月十二日

内閣總理大臣 吉田 茂

法律第二百五十六号
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置
則金合金融受会受給の第一條・第二條
第一給の業者たのための特別措置
第二者等の務のための特別措置
二十條の權利の第八條
二十四條の確認の第十六條
一十七條の第十七條
一二十條の第二十一條

目
附第第第第第
五四三二一次
則章章章章

裏面白紙

第一條 旧海合共済組合法（昭和二十三年法律第十六号）に依る共済組合法（昭和十九年法律第十九号）以下「共済組合法」という。この規定による共済組合法は、國家公務員共済組合法（昭和二十一年法律第十一号）以下「連合会」という。これを以て旧陸軍共済組合法（昭和二十一年法律第十一号）以下「連合会」としての権利義務を承継した財團法人共済協会（以下「本製鐵八幡共済組合」という。）及び例外地関係共済組合（以下「地外地関係共済組合」という。）の規定による年金受給者及び財團法人（以下「本製鐵八幡共済組合」という。）との共の年金受給者の年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とし、現行給付の下に、日給付を統一的に處理せらるる年金受給者と本製鐵八幡共済組合との権衡を考慮し、施行する。

裏面白紙

六五四
八八号
十台十台台
七湾六湾湾
号總号總總
督府交通局
交通局鐵道共濟組合令（昭和五年勅令第五十九号）
（昭和十六年勅令第二百二十一号）
（昭和十六年勅令第二百二十一号）

裏面白紙

158

第二章 年金受給者のための特別措置

一 旧陸軍共済組合は協会会員の年金は済た施の組の六二時該た十組負令この権利及び

受、組も行義合と條十金主も八合担への権利及び年金は済た施の組の六二時該た十組負令この権利及び
給外合のの務がみの六の務の号令し昭法利義の共
者地にと日に前な規年限大を一及た和律義の共
に關係みま代項す様一度臣消附び、十施務法共
対係るなでるに。に月にの減則海又五行を律済
し共年すにも規
・済金。履の様
當組の行とす
該合支さしる
指の給れて主
定うて負務
のち大いに担
日大なし臣
以藏大いたの
後當臣も一措
該の共濟組定
組合したの時
に金はその時
日の消よりの
に義減

3

2 第

の條外いでた旧行い義は。よ令で規軍運び共
か 地てこ年隣さて務、但り第陸程共合共
ら通関消の金軍れば一当し消六軍に済会済連
の合係減法支共た、昭該、減百共依組は協会会
年会共し律給済も第和一当し八済り合、会は
金は済た施の組の六二時該た十組負令この権
受、組も行義合と條十金主も八合担への権
給外合のの務がみの六の務の号令し昭法利義の
者地にと日に前な規年限大を一及た和律義の
に關係みま代項す様一度臣消附び、十施務法共
対係るなでるに。に月にの減則海又五行を律済
し共年すにも規
・済金。履の様
當組の行とす
該合支さしる
指の給れて主
定うて負務
のち大いに担
日大なし臣
以藏大いたの
後當臣も一措
該の共濟組定
組合したの時
に金はその時
日の消よりの
に義減

裏面白紙

2 第 4 3 2
年に 金支規前五へ定狀 るるつ十 談の命 が
金お達又給定條前を況大者そ、二第一支令前支
とい合はにに第 二なを藏にの本年一時給に項給
みて会遣つよ一連條す調大限附邦法項金の基のす
な、は族いる項合のも査臣る屬へ律の義く年べ
し当、年て退の会年のは。の本第規受務命金き
た該前金は職規が金と、
場年項の、年定第のすそ外
合金に支そ金に三支るの地
にを規給れ、よ條給。概
同共定のぞ廢りのに
法済す例れ疾支規
の組るに同年給定す
規合年よ法金すに
定法金るの又べよ調
にのの。規はきり整
よ規支 定遣年承
り定給 に族金極
一にの 紹年のし
時よ義務 る金うた義
金るが 退にち務
をこが 職本、務
支れ消滅 年當共に
給に相 金す済基
す相した 、る組き、
べきす場 廢も合、
場る合 疾の法及
年、のび

島州二定給が令及年
を、百に者消のび金
い四二よを減規年を
う國十り含し定金支
。九年むた又受給
以九号金も場は給す
下州一をの合第者る
同及の支とに立の。
じび規給すお餘う
。北定するい弟ち
一海のべ。て二に
内道適き 支項は
に並當者 紿の、
ついて、もその 住びをは す規第
ものそかの 又大け戸籍
ら年金 は藏る法 べきに各号
第一受 項給の者 居省も法 一時金當に
指の 所令の一をでで昭 有定、和
すめ且二 び年げ
當金る

裏面白紙

160

第
一て務は六び六へこ合
う金金件前金協俸 しょ俸 はに遣年第條年れに
こは、又項の会給当てる給當第起族一四 金に該
れ、廢は第算又を該同こを該二因年月條連額相當
ら大疾額一定は俸年法れ俸年号す金以第合の當する
の藏年の号の外給金のに給金にするに後一會改する
年大金算の例地との規相との掲疾相、項は定る
金臣又定場及閱み算定當み算げ病當共の、一
のののはの合び係を定をする定る、す済規定
う定遣基に第共しの適るしの額負る組第三條
ちめ族準お三済、基用退・基に傷も合
当る年にい項組且準し職且準そ又の法より
該と金つての合つとて牛つとれはにのり規定
跡ことい、規が、な算金、なぞ死つ規定支
件ろ異て同定支そつ定、当つれ亡い定により
又にな共もに給れたし廢該た改をてにす
はよる済のよしそ俸た疾年俸定給はよべ承
基りも組牛りたれ給額年金給付第るき承
準、の合金算當旧に 金をにる事一退年繼
の共が法の定該陸対 又共対。田号職金した義
最済あのうし年軍心 は済心 とに年の額
も組る規ちた金共す 遣組す す掲金額を、
類合と定に額に脩る 族合る るげ、廢、に
似法きにそ 相組別 年法別 もる廢、昭
すのはよの 当合表 金の表 の額疾昭
る規、る支 す、の を規の にに年和き、
も定當退給 る共仮 み定仮 つ、金二、
のに該職の 年済定 なに定 い公又十及

2

す金のすの條由金七へ大る付つと
るの第増前る年のに受條日藏法基い公み
も額一額項金規基給 本大律準て務な
の項分に額の定き者國製臣へ法はにし
と改のの規を額に年のは鐵が昭等、起て
す定金計定交の準金う、八定和のそ因
るを額算す付改じのち日幡め二施のす同
。しはにるす定て支、本共た十行年る法
た、つ年るに改給昭製済基ニに金疾の
場日い金。因定を和鐵組準年伴の病規
合本てのりし受九八合に法う額、定
に製は額必たけ年幡に従律政算負を
お鐵、の要易る一并対つ第府定傷過
い八大改と合者月済すて百職の久用
て階藏定なにに三組る改六員際はす
、共大にるは対十合金定十に俸死る
そ済臣因貢、しーが額す七係給亡。
の組のり任當て日、のる号る月を
請合定必準該支以當交。一給額給
求がめ要備共給前該付 第与に付
に同ると金済すに共一 二の乗事
基項となの組る發済 項心ず田
きにこる増合年生組 の急べと
一規ろ資額に金し合 規措きする
時定に任分対のたか 定置月る
にすよ準分にし額給ら にに数年
交るる備相、を付の 基闕を金
付年。金 当そ前事年 きす労に

裏面白紙

第三章 連合会の業務

第十二條 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に關する収支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。
2 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に關する決算において剩余金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに国庫に納付しなければならない。
3 連合会の第八條の規定による業務に關する会計についての細目的事項については、前二條及び前二項に定めるものを除く外大蔵大臣が定める。
第十三條 連合会の第八條の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。
2 提出する連合会は、大蔵大臣の定める手続により、毎月末日現在における業務に關する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならない。
3 提出した大蔵大臣は、毎年少くとも一回部下の職員をして連合会の第八條の大蔵大臣定による業務及び当該業務に關する会計について監督せらるるものとする。
4 特定財産の国への帰属
第十四條 連合会が第三條第一項の規定により承継した財産のうち連合会が第八條の規定による業務を執行するため必要でないと認めて大蔵大臣が指定したものは、その指定の日ににおいて

3 2 第
登 び 準 及 年 十 へ 団 は す 十 へ 国 に 帰 属
記 違 一 連 と び 金 六 菲 体 一 る 五 料 証 明 す
に 合 時 合 し 退 及 條 誤 の 時 年 除
つ 会 金 会 て 戰 び 稅 権 金 金
い が に が 、 一 一 連 一 限 の 又 違 明 す
て 第 関 支 租 時 合 の 支 は 合 一 し て す
は 三 す 給 稅 金 金 会 あ 給 一 会
、 條 す そ に に が ある に 時 及
登 第 証 る の 相 つ 支 金 会 び
錄 一 曆 第 他 当 い 金 会
稅 項 及 八 の す て す に に が
を の び 條 公 は は 有 に が
課 誤 员 第 誤 年 、 第 有 に が
さ 定 庫 一 を 金 共 八 有 に が
な に に 有 誤 及 漢 條 い よ は 及 さ び 組 第
。 り 、 び な 一 合 一 有 に が
承 印 第 い 時 法 号 有 に が
總 紙 二 。 金 の 及 有 に が
し 稅 号 を 規 び 有 に が
た を に 除 定 第 有 に が
不 課 規 く に 二 有 に が
動 さ 定 外 上 号 有 に が
產 な す 、 る に 有 に が
の い 有 こ 退 規 有 に が
取 、 年 こ 退 規 有 に が
得 の 金 金 有 に が
及 、 有 に が

第四章 年金受給者等の権利の確認

三十第を　る旧新　本す義な対を後地済十一
權ら條十受第權陸聞前邦べ務けし有、関協七公
利をの八け一利軍紙項にきをれ當す遅係会條告
のい規條る項を共にの帰こ承ば該る帶共の
確認。定第權の有濟掲規還と繼な權者な濟權連
の一利規す組げ定しとしら利にく組利合
適項を定る合てにたな、なの対、合義会
用の有に者又少よ日つ又い確し連に務は
を規すよにはくるかたは。認、合係を、
受定るる対共と公ら日第但を一會る承第
けに者公す済も告三現四し求定か年繼三
るよが告る会三は月在條、めのら金し條
こる同に公に回、一にのそる期年及たの
と權項は告係以時をお規のた間金一後規
が利の、はる上事下さい定期め内又時、定
あの期同、年しにるてに間のには金並に
る確間項一金を関と本上は申証一をびよ
べ認内の回又けすと邦り三出拠時支にり
きがに年以はれるがに年月を嘗金給第旧
旨得申金上一ば事でい金へす類のす四陸
をら出又と時な項きな及連べを支べ條軍
附れをはす金らをないび合き添給きの共
記なしこれのな掲い者一會旨えをこ規
しいな時は支い載。に時がのて受と定組
なたい金足給。す つ金そ公連けとに合
けめとのりを但る いをの告合るなよ及
れ第き支る受し日 て支權を会權つりび
は二は給。く、刊 は給利しに利た外共

裏面白紙

166

第 2 第 2 第
年有二へな發共 作け十一すそつを そ利譽の十
金以十年け給済連成る九年るのい求連の者類確八
又外條金れに組合し權條金こ者てめ合年でそ認條
はの 又ば係合会て利 証とのやた会金あのを
一者連はなる は交の連譽が申む者は又る他求連
時に合一ら年旧、付確合での出を以、はか連め合
金対会時な金海前し認会交きに得外前一否合る会
のしは金いに軍條なをは付る基なの條時か会たは
支て、の。関共のけし、一。きい者第金並のめ、
給は第受
の、十給
義第八權
務三條利
を條の者
負及規
わび定
な第に
い四依
・條る
の權利
定の
に確
か認
かを
受け
らずた
す濟規れた前
る組定ば者條
証合になにの
書、よら対規
を共るなしに
有濟權いてに
す協利。はよ
る会の
と又確
きは認
は外を
、地受
こ関け
れ係た
を共者
返済が
納組旧
さ合陸
せの軍
、事で一のび調の前
前由同項種に査申條
項が項の類そし出第
のあの規及のたを一
規る期定び者資し項
定と間に額が料たの
に認内よを眞に者規
準めにる確正基に定
じら申公認のい対に
てれ出告し權てしよ
そるをにな利、る
のもし願け者そそ公
者のがじれでのの告
のにかてばあ著提に
權つつ權なるが出應
利いた利ら場眞しじ
をてこのな合正たて
確はと確いにの證權
認、に認。は權拋利

第一
等項二
にの十細
関規一目
す定條
るに
細よ第
目的年八
事金條
項にの
に規
つす定
いるに
て証より
は誓大權
利の確
成大臣、
が交認及
定付及び
め誓第十九
換、九條第
再交付一

第 2 頁

3

を場の規ニへよ告當基 結に告きの十 濟ニへ
す合規定十時るに該い連果上に旨支七連組十事
べに定に三效權應公て合とるはの給條合合ニ務第
きはにか條の利じ告大会な公、公をの会に條の五
期、上か 特のてを藏がる告當告受規は閥 委章
間同るわ左例確權第大前こと該をけ定、す大任
終條公らに一認利十臣項とみ公するに前る藏一雜
了第告ず掲
の二へ、げ
日項前昭る
まの條和權
で規第二利
は定三十に
、に項年つ
進よの八い
行る規月て
し公定十は
な告に五、
い、よ日そ
もにりかの
の應權ら時
とじ利第效
すての十は
る權確七他
・利認條の
のを第法
申す一令
出る項の

をの七がのがな告る權準項調大
す申條第公あさがこ利じの查臣
る出第四告るれ第とをて規のは
こを一條をべ、三が有外定事、
とし項第しき同項です地に務第
がたの一た旨條のきる閥よを四
で者規項場を第規る者係り連條
きに定の合附三定。に共委合第
る対に指に記項にと対濟任会四
・しよ定おしによのし組さに項
第るをいな規り場、合れ行の
十公してけ定第合当にたわ規
八告た、れす十に該係調せ定
條とと当ばる七お權る查るに
第みき該なと條い利年をくる
一なは公らこ第ての金行とる
項し、告なろ一は申又うが外
のて連のいと項、出はたで地
掲當合結。同の当を一めき閥
定該会果 様規該す時、る係
に公はに の定公ベ金第。共

第一二三

合そそ合す二へ減規海 三二
ののの員る十退し定軍前 者に月但
組他者者と年四職た又共項外が昭限十し旧
合のがのな金條年場は済各地共和る五、陸
員法日受つの 金合第組号閏済二。日一軍
と律本けた支連とに五合に係協十
なに國る場給合みお條令規共会年
つお有年合を会ない第若定済か八
たい鉄金に受かすて二しす組ら月
場て道ははけら場支項くる合年十
合準法、ある共合給のは年か金五
に用へ同同者済一す規第金ら又日
もす昭法法が組
る和の第、合
ま共二規四同法
た済十定十法の
同組三に條の規
様合年上の規定
と法法る規定に
すの律退定によ
る規第職のよる
定二年適る退
に百金用共職
上五とに済年
る十みつ組金
共六ない合に
済号すての相
組一。は組當

現時共
在金済組
に支合
お給か
てをら
本受年
邦け金
以外權又
は一時
金の支
給のい
地域に
いた者
は、昭和
有する
權利八。

裏面白紙

170

6 5 4 3 2 1
て 第中 ののの務るの 続も設 律金の
は共三「連とは規」。規第きのの連でにう將こ
、済項第合す「定又こ定九当がう合定係ち來の附
法協の八会る財にはのは條該あち会める、外法
人会規條が。産よ「場」、施るにはる貢連地律則
のは定の附
解、に規則
散こよ定第
及のるに三
ひ法業上負
清律務るの
算施「業規
に行と粉定
闕の訴」に
す日みとよ
るに替ある
民解える業
法散るの粉
へすもはを
明るの、行
治。と「う
ニこす第間
十のる八は
九場。條、
年合 及び第
法に び十
律お 附四
第い 則條

計項と中業びう規外共職も支と
算中あ「務第こ定の済さの給が
書」る前を三とに業協せにす確
「收の條行項がよ務会るつべ定
と支はのう並でるのかもいき的
証計「規場びき業用らのて年と
み算附定合にる務に承とは金な
番書則にに第「の供繼す、及つ
えと第よ準十 外さし 別びた
るあ三る用三 「れた れた。に一資
もる項業す條 引る施 法時産

裏面白紙

121

9 8 7

る一か合済のな事の八十
者日らに組昭登登ら務大規
にに当お合和記記な所藏定九
つお該いの二を所いの大は
いい年て組十しは。所臣通
てて金は合六、前
も第の、員年そ項
、二支同で一のの
また給法あ月登登
た四を第る一記記の
同株停四者日用の
様後止十にに紙鳴
と扱す條對於を託
する弟して閉を受
る成も一第境鎖受
。定の項二にしけた
すと共なたとき
るす規四濟けとき
共る定條組れは
濟。にの合ばは、
組昭か規法な、共濟
合和か定のら共濟
の二わを規な協
組らず用に。会の解
合六、すよ
員年一同るる
あ月月場共 散

事件手続法（明治三十一年法律第十四号）

裏面白紙

別表

年金の算定の基 準となつた俸給										仮定俸給			年金の算定の基 準となつた俸給										仮定俸給					
一四二	一三三	一二五	一一七	一〇三	九七〇	九〇	八三	七七	七〇	六五	六〇	五五	四五〇	四四五〇	四七五〇	五〇五〇	五三五〇	五六〇〇	五七〇〇	六一〇〇	六五〇〇	七一〇〇	七二〇〇	七三〇〇	七四〇〇	七五〇〇		
九、三〇〇	八、七〇〇	八、一〇〇	七、五〇〇	七、三〇〇	六、九〇〇	六、五〇〇	六、一〇〇	五、七〇〇	五、三五〇	五、三〇〇	五、一〇〇	五、〇五〇	四、七五〇	四、四五〇	四、一五〇	三、八五〇円												
三三三	三一七	三〇〇	二八三	二六七	二五〇	二三三	二一七	二〇〇	一九二	一八三	一七五	一六七	一五八	一五八	一五八	一五〇円												
二五〇〇〇	二三九〇〇	二二五〇〇	二一五〇〇	二〇〇〇〇	一九〇〇〇	一八〇〇〇	一七〇〇〇	一六〇〇〇	一五〇〇〇	一四〇〇〇	一三〇〇〇	一二〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	九、九〇〇円												

二 一備

いとを七を俸
てき年仮五仮給年考
はに金定・定の金
、その俸○俸七の
その算給七給七算
の俸定と倍と倍定
直給のすにしにの
近相基る相、相基
の当準。当俸当準
多額とす給すと
額がなるがるな
のこつ金三金つ
俸のた額三額た
給表俸へ三へ俸
に記給円円円給
内載が位を位が
応の五未超未五
す額○滿え滿○
るに円のるの円
仮合端と端未
定致上数き数滿
俸し三はははの
俸給三切、切と
にい三切りそりき
上も円捨の捨は
るの未て俸て、
。に満る給るそ
つの。の。

外務大臣
厚生大臣
内閣總理大臣
吉黒池吉
田川田田
武勇
茂雄人茂

特定財産管理令廃止に関する説明書

〔二〕 特定財産管理令の制定事由は、連合国最高司令官から戦争犯罪容疑者として逮捕、拘禁又は抑留を命ぜられた者（以下特定人）といふ。この財産について、特定人の裁判が確定するまで一特定人の指定が取り消され、釈放され又は死亡した場合は、その時まで一の間、これを管理し或いはその現状の変更を禁止することにより、特定人に關する証拠の湮滅を防ぐと共に、特定人が財産の沒收の刑又は罰金の刑に科せられた場合に對処するため財産の散逸を防ぐことにあつた。

然るに、平和條約発効後は、当該條約には特定人の逮捕等を要求する明文が特に規定されておらず、且つ、現在發せられてゐる連合国最高司令官の指令も、当該條約発効と同時にその効力は消滅するから、現在の特定財産管理を繼續する必要はなくなる。よつて、本令は平和條約発効と同時に廃止することとした。

裏面白紙

勅令第二百八十六號
特定財

昭和二十二年五月二十五日

第
れに 一四旨 る臣の 理ばは四て二
に特前 指に條を内。は家内を、内條こ乃
通定項判死积第示該の告閣 族閣害そ閣 れ至
知人の決亡放一の当二示總 そそ総すの總特を第
しで場がしさ條發す す理 のの理る形理定準二
なあ合確たれのせる連る大 定他大行質大人用十
げつに定こた規らこ合。臣 めの臣為も臣のす十三
れたはしとこ定れと國 は 利のをしの指る。ノ
は者、た。とにたが最 と害管しく定定。ノ
な又内こ よ日明高 四の規定は、前項の規定による管理につい
らは閣と るから司 前項の規定は、前項の規定による管理につい
なそ輪。 指らか令 定、に官の規定による管理につい
いの埋 定が特定の指 取定つ指示によ
。家大 消入たとされなきより特
族臣 が特定の指 示により特
のは とつそ定人たの定人が左の各号
所、 在そ とな、特定人たの定人は、その
がの 明旨 とす、その
らを かも

裏面白紙

裏面白紙

128

第 第
3 2 1 に違他九 年い八るめ七帳
当 こ 対反の條又官項第以て條こる條簿
第すここのし行従は吏を五下準とと書
四るのの勅て為業法檢の記條の用第がここ類
條こ政政附令附前を者入査質載の徵す四でろのそ
のと令令は條ながのを問し規役る條きに勅の
二、施は則、則のしそ代拒にた定若場第るよ令他
第な行、公罰たの表み対報にし合一。りにの
二つ前公へ布へ金と法者、し告遠くを項
項たに布昭の昭刑き人又妨て書反は含へ
の日おの和日和をは父はげ咎をし察む第
規かい日二か二科、は法若井提て鰐一四
定らてか十ら十す行入人しを出報父の際
は特、ら四、四る為の若くなし告は規の
、定第、年こ年。首業しはさ、書一定四
前入四施政れ政
項で除行令を令
のなのす第施第
場く二る二行二
合な第。十す百
にツ一 七る八
準た項 号。十
用も各 六号。
すの号
るとの
。するに
。該

、よ物
財る件
務管を
局及び
理に登さ
する事務と
おはが
いて内閣
これを
理大臣の
を行わしめ定

裏面白紙

みは当
なゝすこ
す第るの
。四こ政
條と令
のゝ施
二な行
及つ前
びたに
第特お
四定い
條入て
ののゝ
三財第
の産四
規に條
定つの
にいニ
基て第一
いさ一項
tere各
された各
れ管号
た理の
もの一
の解に
と陰詔

裏面白紙

賠償厅臨時設置法（抄）

（昭和二十三年一月三十一日）

法律 第三号

改正 昭和十四年五月三十一日 法律第二百三十一号
沿革 昭和二十五年 法律第一百十一号

昭和二十五年五月四日 法律第四十一号

第一六左一七八九
特賠條の管國企くに條
殊償 経略に特す特画。連掲
財部賠理專屬殊る殊立以合げ臨時
產 償に物す財事財案下國事に「最事に
部 厅関件る事項產に「高司令官の管理の下に、賠償厅を設置し、
内閣總理大臣の管理の下に、賠償厅を設置し、
項を掌らしめる。」
に關する指令実施のための
に關する事項に「特殊財產」という。
する國係官公厅の事務の綜合調整及び推進に
に長官官房及び左の二部を置く。
返還費及び略奪物件返還に係る特殊財產処理收入
の管理及び処理に關する事項。但し、他官厅の所
ものを除く。

裏面白紙

181

2 第 第
21 この督務する八事七
適用こはのす署職も條務條
する法附、賠償附法附るが償のを
。律廢償の律。分厅に賠掌特
は則止厅法則は則掌長つ償る特殊
す處律へ、す官は厅。財
る時は昭和。財部においては、第一條第六号から第九号までの
。設、和和。第連は、その第連は、その
置昭二二。第連は、その第連は、その
法和二十。第連は、その第連は、その
施二四三。行十年年二。第連は、その第連は、その
行令四五五。二月。年二。第連は、その第連は、その
一昭六三十一。月一日から、日から、日から、
和二十一日から、日から、日から、
二十三から法律第百三十号を施行する。
政令施行する。一
二十一号

裏面白紙

大藏省設置法（抜萃）

（昭和二十四年五月三十一日
法律第百四十四号）

財務局

2 第二 2 第一
すとに四税ににてる委十所
る令前、十税開特賠前も員五掌
の項税條署す定償償項の会條事第
施に務一る財厅厅にをの務一
行規署國事產のの規除所財務一
に定を稅務管所定く事務局は、
設置局の理掌掌する。事務は、
する事務の所掌事務の一令ににる事務は、
する事務の外、財務局は、當分の間、
財務署は、當分の間、特定財產管
一部を分掌させるため、所要の地

裏面白紙

183

3 稅務署の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、大蔵省令で
定めることとする。
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。